問点を指摘することで、現状に警鐘を鳴らすことが本稿の主目的と

名物刀剣「義元(宗三)左文字」の虚実

はじめに

刀剣の研究には、様々な立場や方法がある。そのうち主軸となるのは、刀剣そのものを対象とした美術工芸史で、源流は中世以来のって、美術工芸史の立場と国文学の立場の両面から進められてきたが、ようやく最近になって文献史学の立場の両面から進められてきたが、ようやく最近になって文献史学の立場からもアプローチがなさればじめている。

も、名物「島津正宗」であることが判明した。こうした刀剣の伝来とが明らかにされた。同様に、京都国立博物館に収蔵される刀剣目されてきた。例えば最近では、東京国立博物館に収蔵される刀剣目されてきた。例えば最近では、東京国立博物館に収蔵される刀剣のなかでも、将軍徳川吉宗の時期に成立した「享保名数ある刀剣のなかでも、将軍徳川吉宗の時期に成立した「享保名

で、刀剣に対する文献史学の関心は、どちらかというと低調であっに関する研究も、美術工芸史の立場から進められているのが現状

馬

部

隆

弘

とはいえ、刀剣の伝来を分析する場合、主たる素材は文献史料となるうえ、その多くは由緒書の類である。近年は、「享保名物帳」に記される由緒にまで立ち入った分析はまだなされているが、そこに記される由緒にまで立ち入った分析はまだなされていない。「享保名物帳」に記される刀剣の伝来にまつわる由緒は、そのままりにも知れ渡るようになっていることから、刀剣の由緒を真正面から検討する意義は以前にも増しているのではなかろうか。以上のような課題意識から、「享保名物帳」に記された由緒の疑惑にも知れ渡るようになっていることから、刀剣の由緒を真正面から検討する意義は以前にも増しているのではなかろうか。以上のような課題意識から、「享保名物帳」に記された由緒の疑惑のうえ、その多くは由緒書の類である。近年は、「享保名物帳」とはいえ、刀剣の伝来を分析する場合、主たる素材は文献史料となるうえ、その多くは由緒書の類の伝来を分析する場合、主たる素材は文献史料となるうえ、その多くは由緒書の類である。近年は、「享保名物帳」に記された由緒の疑いた。

る。 重ね合わせることで、コト史料としての新たな活用を図ったのであ 起こっていた出来事を復元してみたことがある。いわば、中世段階 緒を比較し、両者が乖離していく過程から、近世にその城郭周辺で まるが、モノ史料としての刀剣の由緒に着目する理由はここにもあ は刀剣そのものについては門外漢であるため、この点は見通しに留 人々が名物刀剣に期待したことにも迫れるのではなかろうか。筆者 の利用状況を示す城郭というモノ史料に、近世に創作された由緒を なる。ただし、本稿の焦点は、そこに限定されているわけではな 筆者は以前、中世城郭の縄張図と近世に広まったその城郭の由 同様に、実際の伝来過程と由緒に齟齬が生じたならば、近世の

程もあって知名度も高く、すでに様々な活用が図られていることか うえでこれ以上にない素材といえるだろう。また、特徴的な伝来過 者に天下人としての正当性が伴うという意味では、由緒を検討する 天下人が所有したという特徴的な由緒を持つことにある。所持する を取り上げる理由は、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康という歴代の なお、本稿では、義元左文字という名物刀剣を対象とする。これ 検討の必要性が高い刀剣でもある。

る。

伝来過程の通説

義元左文字について、「享保名物帳」は次のように伝える。

(史料⁽⁸⁾

御物

三好左文字

宗三

彫付表中心樋の内に永禄三年五月十九日、 る、後に秀頼公の御物に成り、家康公へ被進、表裏樋有之、 持之刀、裏平に織田尾張守信長と有之、信長公御所持之時失 三好宗三所持、武田信虎へ遣、義元へ伝、信長公之御手に入、 磨上 長さ弐尺弐寸壱分半 無代 平義元討取之刻彼所

の隔たりをみてとることができよう。 た呼称が広まったようである。この点からも、文献史学と刀剣研究 あるいは「ソウサン」と呼ばれていることから、近年になって誤っ(ロ) ウザサモンジと呼ばれる傾向にある。同時代史料で政長は、「宗山 かつてはソウサンサモンジ(サモジ)と呼ばれていたが、近年はソ て宗三と号した三好政長がもともと所持していた。宗三左文字は、 宗三左文字や三好左文字の別称もあるように、この刀剣は入道し

れた。 て織田信長の所有となり、茎の部分に次のような銘の金象嵌が施さ ったという。そして、永禄三年 右の刀剣は、政長から武田信虎に贈られ、 (一五六〇) のちに今川義元に伝わ の桶狭間の合戦に際し

9

史 料(1) 2(1)

永禄三年五月十九日

義元討捕刻彼所持刀

織田尾張守信長

所有に帰している事情がはっきりせず、不審な点も残る。 (空) のでいるが、信長没後に失われたものが、なぜだか再び現れて秀頼のれて徳川家の所有に帰したらしい。右の伝来過程はほぼ定説となっれて徳川家の所有に帰したらしい。右の伝来過程はほぼ定説となっれて徳川家の所有に帰したらしい。右の伝来過程はほぼ定説となっているが、信長没後に失われたものが、なぜだか再び現れて秀頼の所有に帰している事情がはっきりせず、不審な点も残る。

は、次のように解説されている。要文化財となっている。文化庁の国指定文化財等データベースで三五年(一九五〇)に施行された文化財保護法のもとでは、国の重義元左文字は、大正一二年(一九二三)に国宝に指定され、昭和

史 料 (1)

吉に献上、秀頼の時に家康に贈られた重宝となった。本社造営って古来伝えられた名物である。その名の通り、初め三好正長の愛刀であったが、その後武田信虎、今川義元に伝わり、義元に、茎表裏に金象嵌銘を入れた。後、松尾社の神官に渡り、秀に、茎表裏に金象嵌銘を入れた。後、松尾社の神官に渡り、秀に、茎表裏に金象嵌銘を入れた。後、松尾社の神官に渡り、秀に、茎表裏に金象嵌銘を入れた。後、松尾社の神官に渡り、秀田の名をも本刀は宗三左文字、三好三左文字、または義元左文字の名をも本刀は宗三左文字、三好三左文字、または義元左文字の名をも本刀は宗三左文字、三好三方である。

の際、徳川家達によって寄進された。

を丁寧に検証していく必要があると思われる。

・大学に検証していく必要があると思われる。

・大学に大学は、明治時代に徳川家から信長ゆかりの建

・大学に検証している点に注意したい。このように、由緒の欠を補お

・大学に大学は、明治時代に徳川家から信長ゆかりの建

・大学に検証していく必要があると思われる。

くこととしたい。 して、それぞれの伝来過程に不審な点がないか、より詳細にみてい家→織田家、4織田家→豊臣家、5豊臣家→徳川家の五段階に整理をこで次章では、1三好家→武田家、2武田家→今川家、3今川

二 伝来過程の整理と矛盾点

三好家→武田家

1

一一、一方のでは、
 一一、
 一一

晴元を戴くことなく政長が単独で贈ったとみたほうがよい。ちに名物となるような刀剣を政長から信虎へ贈ったとするならば、が主人の晴元より上級の品物を贈ることはあり得ない。よって、の

ただし、政長がそのような新規の交渉ルートを開拓する必然性はあまりない。もちろん、将来を見越して、東国筋との交渉ルートを開拓したという見方もできなくはないが、そのように想定すると別の矛盾が新たに生じてくる。政長は、天文一一年(一五四二)四月頃に入道して、はじめて宗三を名乗っている。宗三左文字の呼称で定着している事実から、この刀剣はそれ以後に信虎の手に渡ったとみるのが自然である。ところが、よく知られている。よって、その段階の信虎に対し贈答関係を築いても、東国筋への有効な交渉ルートを開拓したことにはならない。しかも、それ以前の政長は、「晴元御前衆」と呼ばれる立場にあり、独自に外交をしていた形跡は見受けられない。

見物するために畿内を訪れた信虎に使者を送っている。 見物するために畿内を訪れた信虎に使者を送っている。 見物するために畿内を訪れた信虎に使者を送っている。 見物するために畿内を訪れた信虎に使者を送っている。 見物するために畿内を訪れた信虎に使者を送っている。 見物するために畿内を訪れた信虎に使者を送っている。 見物するために畿内を訪れた信虎に使者を送っている。

証如が贈った音信の記録には、「甲斐国武田入道信成等所へ為音信以一札太刀「賞三種五荷遣之、使長門也」とみえるように、信虎はまず堺を訪れたようで、そのもとに実際に太刀を贈っている。すると、七月三日にはその返礼として、信虎の配下である立神氏が太刀を持参した。ここから、追放の身とはいえ、信虎が太刀の贈答をする準備をしていたことが確認できる。その後、堺を発った信虎は高野山へ向かった。そして、八月六日までには奈良へ入り、同日「巳野山へ向かった。そして、八月六日までには奈良へ入り、同日「巳野山へ向かった。そして、八月六日までには奈良へ入り、同日「巳野山へ向かった。そして、八月六日までには奈良へ入り、同日「巳社参している。この一文から、信虎はわずかな供しか連れていながったことも窺える。

信虎に対し、政長が刀剣を贈ったという安易な推測は慎みたい。 は上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、証以上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、正以上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、正以上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、証以上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、証以上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、証以上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、証以上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、証以上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、証以上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、証以上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、証以上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、証以上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、証は上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、証以上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、証は上の点を対したいうを易な推測は慎みたい。

(一五五八)から永禄一○年(一五六七)にかけて、本格的に在京信虎は八月一五日に奈良を去るが、それから一五年後の弘治四年

の贈答もあり得ない。(2)するようになる。政長は天文一八年に戦没しているので、そのころするようになる。

が多く残されている。いが、贈答があったという明証はなく、むしろ否定的な材料のほういが、贈答があったという明証はなく、むしろ否定的な材料のほう以上のように、政長から信虎への贈答がなかったとは言い切れな

2 武田家→今川家

武田信虎から駿河守護の今川義元への贈答は、同じ守護層なので 武田信虎から駿河守護の今川義元への贈答は、同じ守護層なので 武田信虎から駿河守護の今川義元への贈答は、同じ守護層なので るように思われる。

答も事実とは認めることができない。 (26) に持参し、義元に贈ったとする説もあるが根拠ははっきりしない。 もちろん、義元への謝礼として宗三左文字を贈った可能性を完全に 否定することはできないが、そもそも政長から信虎への贈答が疑わ 否定することはできないが、そもそも政長から信虎への贈答が疑わ でいことから、その事実を証明できない限り、信虎から義元への贈答が疑わ しいことから、その事実を追放されたのちに今川家へ身を寄せる。そのとき 信虎は、甲斐を追放されたのちに今川家へ身を寄せる。そのとき

3 今川家→織田家

今川義元から織田信長への所有者の変化は、「今度討捕に、義元

ただし、【史料2】に掲げた義元左文字の金象嵌銘には、少なからせられ、信長不断さ、せられ候なり」という史料的裏付けがあらせられ、信長不断さ、せられ候なり」という史料的裏付けがあらせられ、信長不断さ、せられ候なり」という史料的裏付けがある。つまり、義元が普段から用いていた左文字を、信長は何度も試る。

過したのちに、加工を施したこととなる。となるからである。これに従えば、桶狭間の合戦から六年以上が経

上総介を通称としており、尾張守を用いるのは永禄九年七月が初見

らぬ違和感も残る。なぜなら、

永禄三年(一五六〇)段階の信長は

4 織田家→豊臣家

い。 る。 ③〕 にはない逸話ものちに派生する。この逸話は、【史料3】のほか、(②) る。 にいた松尾社人の娘が義元左文字を持って逃げたとの説も派生して 過がなお不明なため、 かこの危難を乗り越えて、豊臣家の所有に帰したという。 一〇年(一五八二)の本能寺の変で失われたと考えるのが自然であ 「松尾社人のところから出て、豊家へ上ル」という「享保名物帳」 部で採用されている。 この疑念を晴らすためであろうか、義元左文字を確保してい 織田信長は、義元旧蔵の左文字を普段から用いていたので、 事実、 「享保名物帳」にもそのように記されているが、 現代になると、 しかも、 このままでは本能寺を脱出した経 本能寺の変の際に信長の枕元 なぜだ 天正

情の説明に不備があるとの意識が根強かったことを示している。るという事実は、取りも直さず、豊臣家が義元左文字を所持する事が、史料的な根拠は一切見出せない。このような説が重ねて登場すいずれの説も、具体的な発生の時期や経過までは特定できない

5 豊臣家→徳川家

豊臣秀吉に仕えた本阿弥光徳が、秀吉の蔵刀を実写した「光徳刀長六年(一六○一)三月に秀頼から徳川家康へ義元左文字が贈られ長六年(一六○一)三月に秀頼から徳川家康へ義元左文字が贈られと図」には、義元左文字が含まれている。ゆえに秀吉がこれを所持続図」には、義元左文字が含まれている。

元左文字が秀吉の蔵刀となったのは、比較的あとになってからであく様三年(一五九四)の毛利本、文禄四年の大友本、慶長五年の中文禄三年(一五九四)の毛利本、文禄四年の大友本、慶長五年の中文禄三年(一五九四)の毛利本、文禄四年の大友本、慶長五年の中大だし、「光徳刀絵図」のうち天正一六年(一五八八)の石田本、ただし、「光徳刀絵図」のうち天正一六年(一五八八)の石田本、ただし、「光徳刀絵図」のうち天正一六年(一五八八)の石田本、

他の伝来過程までもが史実かの如くみられてきたことに気付かされの伝来に史料的な裏付けがあるがゆえに、「享保名物帳」にみえる以上のように整理すると、3今川家→織田家と5豊臣家→徳川家

ったことが窺える。

解消しうるような義元左文字の伝来過程について、試案を提示す和感の残るものであった。そこで次章では、右の矛盾点をまとめてに、大きな矛盾も含まれていた。また、【史料2】の金象嵌銘も違る。しかも、2武田家→今川家のように単に史料的根拠がないだける。しかも、2武田家→今川家のように単に史料的根拠がないだけ

三 伝来過程の再検討

る。

1 三好政長と垪和道祐の関係

義元左文字の伝来過程は、三好政長から武田信虎へという、そもの出発点から疑わしかった。ただし、宗三左文字の別称が伝わな以上、政長の関与は何かしらあると思われる。また、贈答品は進ざ由緒として残るのは、義元左文字のように獲得の契機に特別な意味がある場合に限られるのではなかろうか。よって本節では、贈答味がある場合に限られるのではなかろうか。よって本節では、贈答品は進とは別の形で、政長が所持する刀剣が他者の手に渡った可能性を模とは別の形で、政長が所持する刀剣が他者の手に渡った可能性を模とは別の形で、政長が所持する刀剣が他者の手に渡った可能性を模定してみたい。

らかにした。具体的には、対外交渉をする際に、外向きに顔の利くで構成されており、この体制によって連絡を密にしていることを明で構成されており、この体制によって連絡を密にしていることを明を対の内衆と、晴元の近くにいる側近の内衆が特定の組み合わせ

側近取次がもともと懇意の関係にあるからこそ潤滑に機能していとの間の交渉を取り持っていたのである。この体制は、大身取次と大身取次と当主の側にいる側近取次が対になって、対外勢力と晴元

いて検証しておきたい。いなかった。義元左文字の伝来とも関係してくるため、この点についなかった。義元左文字の伝来とも関係してくるため、この点につとしており、同じく大身の三好政長については十分に考察を加えて

史 料 (437)

付肝要候、恐々謹言、 当知行処、三栖之内号縄内、御違乱之由候、不可然候、宗三へ当知行処、三栖之内号縄内、御違乱之由候、不可然候、宗三へ当知行処、三栖之内号縄内、御違乱之由候、不可然候、宗三へ当所内龍翔寺領事、被対 公方御下知并御屋形様御下知、数年当所内龍翔寺領事、被対

ザ和 一元継判 波々伯部左衛門尉

九月廿五日

道祐同

森新九郎殿

御宿所

じられているので、よそから訴えられても承引できないと回答してに違乱を止めるよう伝えたところ、縄之内の支配は三好政長から命う伝えている。これより以前に、龍翔寺は小森新九郎の代官松本氏う伝えている。これより以前に、龍翔寺は小森新九郎が違ここでは、龍翔寺領である三栖荘のうち縄之内を小森新九郎が違

近の対の関係にあることを窺うことができる。

ることとなった。ここから、政長と元継・道祐が、先述の大身と側め波々伯部元継と垪和道祐から小森新九郎に違乱の停止を申し入れした料4】にみえるように、「宗三へ直」に報告する前に、あらかじて、そこで龍翔寺は晴元方へ対処を依頼したようで、その結果

(3) 【史料4】は、赤塚家政を通じて小森新九郎に届けられた。ところが、芳しい返事は返ってこなかったと家政が報告してきたので、 性中に宛てた折紙で命じるよう一〇月一六日付の書状で依頼した。 姓中に宛てた折紙で命じるよう一〇月一六日付の書状で依頼した。 (4) 姓中に宛てた折紙で命じるよう一〇月一六日付の書状で依頼した。 (4) と百 に対して、小森新九郎の違乱停止をするよう一〇月二六日付の書状 で依頼した。

(型) (型) に比定し (型) である。 その根拠は、一〇月一六日付の天啓書状に「当春以来再興が認められ寺領と敷地が安堵されるのが翌年春なので、天文九年興が認められ寺領と敷地が安堵されるのが翌年春なので、天文九年興が認められ寺領と敷地が安堵されるのが翌年春なので、天文九年の名で登場することから、【史料4】を含む一連のやりとりは、天文一一年以後のものとなるはずである。

○月二六日付の天啓書状に「普請取乱」とみえることに着目す

してよかろう。 (4) とみえるように天文一一年春なので、一連のやりとりも同年に特定 期には開きがあり、「当春以来再興」とは後者を意味するのではな いかと思われる。龍翔寺の工事が始まったのは、「正月十一作事始」 るならば、再興の準備が始まった時期と、実際に工事が始まった時

には、すでに大身と側近の対の関係にあったことから、政長と元継 その一派も排除され、晴元内衆は再編される。それとほぼ同じ時期 道祐は早くから懇意の関係にあったとみられる。 天文一一年に晴元から離反した木沢長政が戦没したことよって、

そのうち政長と道祐の関係は、政長の息政勝(宗渭)の代に至っ

【史料₅ (45) (45) (45)

(端裏切封上書)

三好右衛門大夫

政勝

床下

も弥 上等へ被成御取合候者、於我等可畏入候、為其令啓候、 得、可有御対面之由ニ候、従前篇、 竹内紀伊守進退之儀、此間 久我殿へ内々申入処、被成御心 御引廻之儀候条、此上ニて

恐々謹言、

三月七日

政勝 (花押)

すなわち晴元等への「御取合」を道祐に対して依頼している。世代 ここでは政勝が、久我家配下の竹内氏の進退について、「上等」

> 道祐が所持する刀剣のなかに、政長の遺品が含まれていた可能性も 遺品の天目茶碗は道祐の所持するところとなっている。ここから、(年) が代わっても、三好家と道祐の取次関係は継続していたのである。 このような関係を背景として、天文一八年に政長が戦没すると、

豊臣秀吉周辺における改竄

2

浮上してくる。

「由緒」も受け入れやすいということである。 境であれば、かかる「由緒」を銘打った刀剣は生じうるし、その 容は、史実か否かは特に問わない。筆者が指摘したいのは、右の環 政長から道祐へ、そして信長へと伝来したという「由緒」を持つ 事実からは、次のような可能性を指摘することができる。それは、 二人がかつて所持していた複数の刀剣が信長のもとに集結していた 政長の遺品が道祐所持となっていたという前節でみた事実と、この の「左文字」は、脇差なので義元左文字とは別物である。しかし、 「左文字」と三好政長旧蔵の腰物「信国」を所持している。ここで(生) 「宗三左文字」が存在した可能性である。ここでいう「由緒」の内 天正八年(一五八〇)段階の織田信長は、垪和道祐旧蔵の脇差

継者としての正統性を担保したに違いない。幸か不幸か、義元旧蔵 も記されるようによく知られていたから、それを所持することは後 川義元旧蔵の「左文字」を信長が愛用したことは、『信長公記』に 右の仮説を念頭に置いて、次に金象嵌の問題に目を移したい。今

か。 元左文字」の付加価値をつけるという改竄を加えたのではなかろう豊臣秀吉もしくは周辺の人物が、信長旧蔵の「宗三左文字」に「義の「左文字」は本能寺の変に際して失われてしまった。そのため、

(48) というあまり周知されていない事実を知りつつも、その始期までは正確に記憶していない者が、後世になって施したとすの始期までは正確に記憶していない者が、後世になって施したとすれば氷解する。秀吉は、それに該当する人物といえよう。なお、秀吉の近くにいて、多くの刀剣に金象嵌を施した人物として、本阿弥光徳の存在が知られる。詳細は後考に期したいが、関与した可能性のある人物としてその名をあげておく。

ただし、信虎が「道有」の号を用いていたということが、ある程度知られていなければ右の推測は成り立たない。残念ながら、信虎の号を記した史料は右の一例しか伝わっておらず、世間に「道有」の号を記した史料は右の一例しか伝わっておらず、世間に「道有」の長きにわたって在京して活発に活動していた。しかも、次のような狂歌が世間に広まっていることから、在京する信虎の存在が広く知れ渡っていたことは間違いない。

史 料₍₆₅₁

智入りをまだせぬ先の舅入りきくていよりはたけた入道入もなき先に、信虎公菊亭殿へおはしける時、甲斐国武田信虎公の息女を、菊亭殿へ契約ありしが、いまだ智田を国武田信虎公の息女を、菊亭殿へ契約ありしが、いまだ智田

京都でそれなりに知れ渡っていたと考えたい。事を揶揄した狂歌である。これらの状況証拠から、「道有」の号も信虎の娘は、永禄三年に菊亭晴季の室となった。このときの出来

おわりに

の結論のみを簡単にまとめると次のようになる。現在、建勲神社が所蔵する義元左文字の伝来過程について、本稿

経て伝わったという由緒を持つ「宗三左文字」が、織田信長の遺品

伝来過程が史実か否かはさておき、三好政長から垪和道祐の手を

ちに豊臣家から徳川家へと伝わり現在に至ると考えられる。すことで今川義元旧蔵の左文字という由緒を付け加えた。これがののなかに存在した。その刀剣に、豊臣秀吉周辺の人物が金象嵌を施

本稿は、「享保名物帳」の由緒を鵜呑みにする現状への問題提起に主たる眼目があり、全体を通じて試論の域を出ないことは自覚している。とはいえ、少なくとも「享保名物帳」が義元左文字を武田たのか」という発問から刀剣を見つめ直すことで、その刀剣周辺でたのか」という発問から刀剣を見つめ直すことで、その刀剣周辺でおこった出来事を復元しうる可能性も示せたと思う。本稿をたたき起こった出来事を復元しうる可能性も示せたと思う。本稿をたたきむとして、義元左文字の美術工芸史的な再検討がなされるとともおとして、義元左文字の美術工芸史的な再検討がなされるとともおとして、義元左文字の美術工芸史的な再検討がなされるとともない。というないでは、「京保名物帳」の由緒を鵜呑みにする現状への問題提起に、刀剣の由緒が研究の俎上にのぼることを期待する。

注

- 二〇一七年)。(1) 酒井元樹「刀剣鑑賞の歴史」(『刀剣鑑賞の歴史』東京国立博物館、(1) 酒井元樹「刀剣鑑賞の歴史」(『刀剣鑑賞の歴史』東京国立博物館、
- 四三、二〇一三年)。同「続・名物『岡山藤四郎』について」(『M(3) 酒井元樹「名物『岡山藤四郎』について」(『MUSEUM』 沁六

- USEUM』於六七一、二〇一七年)。
- 第三七号、二〇一五年)。 (4) 末兼俊彦「名物『島津正宗』について」(『京都国立博物館学叢』
- 『刀剣と格付け』(吉川弘文館、二〇一八年)。 査」(『黒川古文化研究所紀要』第一五号、二〇一六年)。深井雅海正見典久「『享保名物帳』の意義と八代将軍徳川吉宗による刀剣調

5

- (6) 拙稿「城郭由緒の比較史』青木書店、二○一○年)を参照され 学研究会編『由緒の比較史』青木書店、二○一○年)を参照され 学研究会編『由緒の比較史』青木書店、二○一○年)を参照され 学研究会編『由緒の形成と山論」(拙著『由緒・偽文書と地域社会]
- (7) 例えば、織田信長が手を加える前の今川義元が所持していた段階を目指して進められている(『静岡新聞』二○一八年二月九日付朝で配が、注答を復元するプロジェクトが、二○一八年二月九日付朝のってのがJife/news/180904/lif1809040023-n1.html、二○一八年一○月こ○日閲覧」)。
- 八頁。羽皐隠史『詳註刀剣名物帳』(金港堂書籍、一九一三年)二(8) 辻本直男補注『図説刀剣名物帳』(雄山閣出版、一九七〇年)四二(8)

七七頁~二七九頁とも照合した。

- 事例は、渡邉妙子『名刀と日本人』(東京堂出版、二〇一二年)一事典』第三巻(雄山閣出版、一九九三年)一四五頁など。後者の(9) 前者の事例は、前掲註(8)羽皐著書や福永酔剣『日本刀大百科
- 年四月条(内閣文庫蔵)。 年四月条(内閣文庫蔵)。

九五頁や前掲註(5)深井著書二六頁など。

六頁などの展示図録に写真が掲載される。年)七八頁や『京のかたな』(京都国立博物館、二〇一八年)二一徳川美術館・富山県水墨美術館・財団法人根津美術館、二〇一一名物刀剣』(公益財団法人佐野美術館・公益財団法人徳川黎明会

- (12) 『徳川実紀』第一篇三五八頁。前掲註(8)羽皐著書。
- 版、二〇一二年)など。(3) 前掲註(11)の展示図録や渡邉妙子『名刀と日本人』(東京堂出
- (4) http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/maindetails.asp?register_id = 201&item_id = 6248(二〇一八年一〇月二〇日閲覧)。
- (5) 「Hー買をユービをエニ・『作作種と』等に)違う。 なまり引きての研究』吉川弘文館、二〇一八年、初出二〇一六年)。 (15) 拙稿「細川晴元の取次と内衆の対立構造」(拙著『戦国期細川権力
- (17) 天野忠幸『三好長慶』(ミネルヴァ書房、二〇一四年)四四頁。
- (19)「音信御日記」天文一二年六月二七日(18)『天文日記』天文一二年六月二七日条。
- 究』春秋社、一九八一年)。(19)「音信御日記」天文一二年六月二七日条(北西弘『一向一揆の研
- (20) 『天文日記』 天文一二年七月三日条。 「 音信御日記」 同日条。
- (21) 『多聞院日記』天文一二年八月九日条。
- (22) 「享禄天文之記」天文一二年八月六日条。
- 宗史料』文書記録編四)。

 天文一〇年二月一日条。「証如書札案」天文九年五五号(『大系真(23) 『天文日記』天文九年二月二七日条・三月二七日条・九月二日条・
- べて』新人物往来社、二〇〇七年)。(24) 丸島和洋「甲斐国追放後の武田信虎」(柴辻俊六編『武田信虎のす
- (26) 前掲註(13)渡邉著書一九五頁。同じく根拠ははっきりしないが、『日本刀物語 続』(雄山閣、一九六九年)九四頁など。(25) 前掲註(8)羽皐著書や前掲註(16)福永著書、および福永酔剣

- 二二六頁)。 (渡邉妙子・住麻紀『日本刀の教科書』東京堂出版、二〇一四年、渡邉氏はのちに、原蔵者を三好政長ではなく三好長慶としている
- (27) 『信長公記』首巻。
- 『多聞院日記』 永禄九年八月二四日条

28

- 料にも同様の記述があるというが(前掲註(2)福永著書九六宮帯出版社、二〇一三年、二四頁)。「徳川家名物刀目録」なる史(23)「徳川家御腰物帳」(飯田意天『織田信長・豊臣秀吉の刀剣と甲胄』
- 一六年)参考一号解説など。山本博文・堀新・曽根勇二編『織田信長の古文書』(柏書房、二〇

頁)、いずれも原典にはあたることができなかった。

30

- 刀剣一五〇』(イースト・プレス、二〇一五年)一一一頁など。(31) 前掲註(25)福永著書九六頁や、かみゆ歴史編集部『物語で読む
- (32) 本間順治編『光徳刀絵図集成』(便利堂、一九四三年)。
- 刀剣』一六○頁に写真が掲載される。(33) 「豊臣家御腰物帳」(金沢市立玉川図書館蔵)。前掲註(11)『名物
- 料『光徳刀絵図』石田三成本をめぐって」(前掲註(29)飯田著(『刀剣と歴史』第四八三号、一九七五年)および飯田意天「新資(34)石田本については、三嶋青山「『光徳刀絵図』石田本について」
- (35) 桜井英治『贈与の歴史学』(中央公論新社、二〇一一年) 一二二頁書)。それ以外は、前掲註(32) 本間編書。
- (36) 前掲註(15) 拙稿。

一二五頁。

- 者とは解釈を異にする。 も取り上げているが、この交渉における赤塚家政の立場などで筆も取り上げているが、この交渉における赤塚家政の立場などで筆(37) 『大徳寺文書』二三四八号。以下の一件は、前掲註(16) 山下論文
- 『大徳寺文書』二三三〇号。

38

- (39) 『大徳寺文書』二三四九号。
- は、竹貫元勝「龍翔寺の山内移建再興」(同『紫野大徳寺の歴史と(40) 『大徳寺文書』二二五〇号。なお、天啓と龍翔寺の再興について

- 文化』淡交社、二〇一〇年)が詳しい。
- F)。 津守護代薬師寺氏の寄子編成J(前掲註(15)拙著、初出二〇一七(41)『大徳寺文書』三一九四号。三木長清の立場については、拙稿「摂
- (42) 前掲註(15) 拙稿の表28では、この年次比定に従ったが訂正する。
- (43) 『大徳寺文書』二一九四―一~五号。
- (44) 『大徳寺文書』五九八号。同上九三九号によると、天文一一年九月に作事費用を借用しており、工事が正月から継続していることもに作事費用を借用しており、工事が正月から継続しているのがそ年に三栖荘の龍翔寺領に対し、「人夫事小森中懸」けているのがそ年に三栖荘の龍翔寺領に対し、「人夫事小森中懸」けているのがその根拠と思われるが(『大徳寺文書』二一九四―一五号・『戦国遺文 三好氏編』一八〇号)。天文一二年だ浮上していないため、別件とみたほうがよい。天野氏の年次まだ浮上していないため、別件とみたほうがよい。天野氏の年次比定に追随する前掲註(16)山下論文は、前後する前掲註(37)と表書でも天文一二年のものとしているが、訂正を要する。
- 松雲寺文書三一号(『兵庫県史』史料編中世三)。

45

- (46) 「宗達他会記」天文二〇年八月六日条(『天王寺屋会記』六)。
- (47) 「宗及他会記」天正八年二月二二日条(同右)。
- 究』九六号・九七号)。(48) 成菩提院文書・多賀神社文書(奥野高広『増訂織田信長文書の研
- (49) 『天文日記』天文一二年七月三日条。
- (20) 「勝山記」天文六年二月一○日条(『山梨県史』資料編六中世三
- (51) 『醒睡笑』上巻(角川書店、一九六四年)巻之一、落書一九号。
- (52) 『言継卿記』永禄三年正月九日条。

容に、若干の補足を加えて文章化したものである。 ンキャンパスにおける模擬授業「『義元左文字』は信長の愛刀か?」の内【付記】本稿は、二〇一八年八月二六日に実施された大阪大谷大学オープ